

**「無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」**  
 に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方  
 （令和2年10月10日～同年11月11日意見募集）

提出件数 4件（法人 3件、個人 1件）

No	意見提出者	提出された意見	提出された意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1-1	株式会社オペーヂ	<p>&lt;該当箇所&gt; 全般</p> <p>&lt;意見&gt; 携帯電話をドローンに搭載して、上空で利用するニーズは農業分野、点検分野、物流分野など多種多様なユースケースが想定され、我が国の暮らし・経済に大きく貢献できるものと考えられることから、無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等（ドローン等による携帯電話（4G）の上空利用のための制度整備）に賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
1-2		<p>&lt;該当箇所&gt; 全般</p> <p>&lt;意見&gt; 発電所や製鉄所などのプラント施設等では、高所での配管点検等の精度向上や作業効率化のため、4K・8K相当の高精細映像監視などを目的とした上空利用についての要望が増加するものと想定される場所、FDD-LTE方式のみでは通信の遅延時間、伝送容量、セキュリティ要件等が必要に満たないために利用面で制約が生じるなど、利用者利便が阻害されるおそれがあると考えます。 この点、5G-NRの導入には、TDD方式における遠方補足問題等の諸問題も存在するところではありますが、ドローン等の高度制限やローカル5Gによる通信エリアの限定化などにより、干渉を回避することが可能であると考えられるところ、利用者利便の向上につながると考えられることから5G技術を活用した上空利用について早期にご検討いただくことを要望いたします。</p>	5G技術を活用した上空利用の検討に関するご意見については、今後の検討の際に参考とさせていただきます。	無
2-1	株式会社NTTドコモ	<p>&lt;該当箇所&gt; 全般</p> <p>&lt;意見&gt; 意見募集対象である省令案等は、4G方式の携帯電話をドローン等に搭載して高度150m未満の上空で使用するための技術的条件について、情報通信審議会からの答申内容が反映されており、賛同致します。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
2-2		<p>&lt;該当箇所&gt; 全般</p>	周知啓発に関するご意見については、今後の制度運用において参考とさせていただきます。 なお、総務省においても、電波利用ホームページ等を通じ	無

		<p>&lt;意見&gt;  また、本改正により、4G方式の携帯電話をドローン等に搭載して高度150m未満の上空で利用を希望されるユーザーにとって利便性が向上する一方で、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和2年3月）に示された通り、免許人である携帯電話事業者に対してユーザーが利用申請を行わないまま、携帯電話がドローン等で利用されることを防ぐための方策を実施する必要があるとあり、携帯電話事業者及び総務省が、官民共同でユーザーに対して、携帯電話の上空利用の適切な管理に関して必要な周知啓発を行っていく必要があると考えます。</p>	<p>て、携帯電話の上空利用時における適切な運用等について周知啓発を行う予定です。</p>	
3-1	KDDI株式会社	<p>&lt;該当箇所&gt;  全般</p> <p>&lt;意見&gt;  今般、携帯電話の上空における利用ニーズは高まっており、当社にもお客様から利用意向が示されており、今回の省令案等は、地上での携帯電話サービスを保護しつつ携帯電話の上空利用が推進されるものであることから、原案に賛同いたします。  なお、上空利用の普及促進のため、関係省令等が速やかに施行されることを希望いたします。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>	無
3-2		<p>&lt;該当箇所&gt;  (イ)電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 別紙2  第2 陸上関係 1 電気通信業務用 (16)携帯無線通信を行う無線局等 ソ その他(エ)</p> <p>&lt;意見&gt;  地上システム保護のため、上空で利用する携帯電話端末の免許に際し、「携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すことは適切であると考えます。  上空の端末が地上システムへ与える干渉は、一定範囲における合算量を考慮する必要があるため、地上システム保護のためには、上空で利用する端末からの干渉低減のための電力制御を行うことに加え、運航台数を制限する必要があります。当該事項を実施するためには、端末が搭載された無人航空機等の飛行箇所等について、携帯電話事業者が管理システム等を用いて適切に管理することが必要であると考えます。  加えて、一部利用者の申請により、大量の台数や広範囲のエリアを確保してしまうと、他の利用者の申請が制限されるおそれがあることから、利用者から申請される利用台数や利用期間等については、携帯電話事業者にて適切に管理・監督を行う必要があるものと考えます。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>	無
4-1	個人	<p>&lt;該当箇所&gt;  全般</p> <p>&lt;意見&gt;  使用できないエリアがどのような基準で設定されたか、教えてください。</p>	<p>今回の制度化においては、航空法（昭和27年法律第231号）によるドローンの飛行の規制に加えて、使用できないエリアを設定する予定はありません。  上空で利用される携帯電話の台数が増加した場合、地上で利用される携帯電話に対して混信を引き起こす可能性があります。地上で利用される携帯電話に対する影響の度合いは、携帯電話事業者の基地局の配置状況によるため、上空利用の可否は、携帯電話事業者が自ら判断する必要があります。そのため、利用者から携帯電話事業者に対する上空利用の申請等を通じて、使用可能なエリアが判定されることにな</p>	無

			ります。	
--	--	--	------	--